

武雄市立西川登小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

(1) 基本方針策定の根拠

「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」という）13条に基づき、本基本方針を策定する。

(2) 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、児童の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法2条より）

- いじめの防止は、すべての児童が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県、その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの未然防止の取組

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 児童の自主的な取組への支援

児童が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう児童会活動などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間（集会）

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間（集会）」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) ネットいじめに対する取組

児童の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育を学校・学年・学級の各単位で行い、情報モラルの基礎を身に付けさせる。保護者に対しても保護者会、通信等の手段を使って啓発及び注意喚起を行う。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りや育友会総会、学校評議員会、民生委員会等を通じて、いじめが児童の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、児童・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

児童面談日（6月・11月）を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

また、7月には保護者面談を行い、保護者からも情報を収集する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校の相談窓口（教育相談担当、生徒指導主任）を児童に周知する。外部機関の相談窓口も児童・保護者へ紹介し周知を図ることで、日常的に相談しやすい場を作る。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式のいじめアンケートを年2回、学校独自の生活アンケート「月のこころ」を年8回実施し、いじめの早期発見に努める。

5 いじめ事案の対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害児童を守り、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの「覚知」

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等調査等を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。

② いじめの「認知」

覚知後、「**いじめ防止対策委員会**（対策委員会）」（構成員は表1）を開催し、いじめの事実を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。いじめを認知した場合は、校内委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議した後、この方針を校長が決定し関係者に指示をする。

さらに、事案の状況に応じて、「**拡大いじめ防止対策委員会**（拡大委員会）を開催する。また、重大事態につながる可能性のある事案は認知後、速やかに教育委員会への報告を行う。

(2) 重大事態への対応

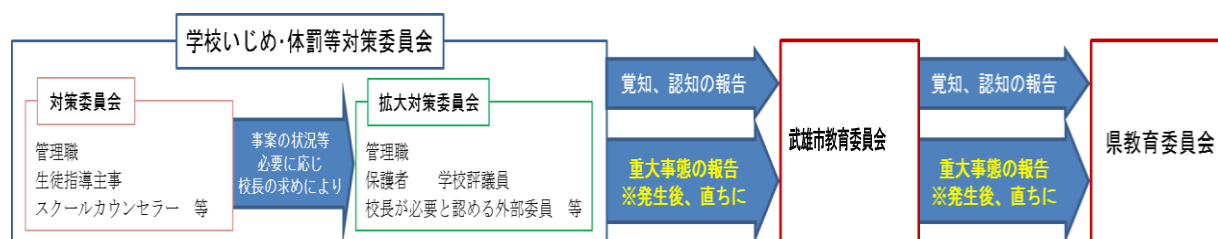
① 認識

重大事態とは、被害児童の生命・心身・財産等に重大な被害があると認められた場合や相当の期間、欠席を余儀なくされる場合である。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し、該当する場合があります、拡大委員会がこれを認識する。

② 発生時の対応

学校は、対策委員会、拡大委員会を開くとともに、教育委員会への報告を行い、当該事案についての調査方法や調査組織についての指示を受けて対応する。

(3) 対応のフロー図



(資料) 委員会構成組織

○「いじめ防止対策委員会（対策委員会）」

校長、教頭、指導教諭、生徒指導主任、教育相談担当、その他校長が必要と認める者

○「拡大いじめ防止対策委員会（拡大委員会）」

校長、教頭、指導教諭、生徒指導主任、教育相談担当、育友会長、学校運営協議会委員、その他校長が必要と認める者

6 いじめの再発防止の取組

被害児童への心のケアや加害児童への指導等の対応がなされた後、双方の保護者を交えた謝罪の場の設定など適切な措置により一定の解決を図る。その後、①いじめに関する行為が止んでいること（少なくとも3か月）、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることが確認され、通常の生活に戻った状態が確認された時に「解消」と判断し、教育委員会に報告する。

7 職員研修

- (1) いじめ防止のための研修については、組織として研修の機会を設ける。また、職員が各種研修等で得た情報については、全体に還元する機会を設ける。
- (2) 研修は、文献等によるものだけでなく、本校の実態に学ぶ事例研修会の形式を含める。

8 取組体制の点検及び評価について

- (1) いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。
- (2) 学校評価の活用
学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。